

みずほセゾンプラチナ・アメリカン・エクスプレス・カード特約

第1条(カード名称)

株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)が株式会社みずほ銀行(以下「みずほ銀行」という)と提携して、当社が発行主体となるクレジットカードをみずほセゾンプラチナ・アメリカン・エクスプレス・カード(以下「本カード」という)と称します。

第2条(カードの発行)

(1)みずほ銀行の普通口座を保有する方で、本特約とセゾンカード規約を承認し、当社とみずほ銀行(以下「両社」という)に入会のお申込みをされ、両社が本カードのご利用を承諾した方(以下「本会員」という)に、本カードを発行いたします。契約は、両社が承諾した日に成立するものとします。

(2)本会員が予め指定したご家族のうち、本会員が本特約及びセゾンカード規約に基づき生ずる当社に対する一切の責任を負うことをご承認の上、両社にカード利用の申込みをされ、両社がご利用を承諾した方(以下「家族会員」といい、本会員と総称して「会員」という)に家族カードを発行いたします。本会員は、家族会員に本特約及びセゾンカード規約を遵守させる義務を負うものとします。

第3条(支払い口座特例)

本カードについては、セゾンカード規約第7条(弁済金等の支払方法等)

(1)①の「本会員が預金口座振替依頼書等で指定し当社が認めた金融機関口座」はみずほ銀行の普通口座に限ります。

第4条(カード規約)

本カードについては、セゾンカード規約に加え本特約が適用されます。両規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

第5条(本規約の変更等の準用)

セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。